

東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター  
(明治新聞雑誌文庫)利用規程

2001年3月15日制定  
改正2004年7月15日  
改正2011年7月8日  
改正2013年7月9日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター(明治新聞雑誌文庫)(以下「文庫」という。)の所蔵する近代日本法史および政治史に関する新聞、雑誌、図書および原資料の利用について定める。

(利用者)

第2条 文庫を利用できる者は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学教職員、大学院学生、学生、研究員、研究生、聴講生
- (2) 本学の元教職員、大学院修了者および学部卒業生
- (3) 他大学又はこれに準ずる研究教育機関に所属する者
- (4) 学術、文化、教育の目的で利用を申請し、許可された者

2 前項の規定にかかわらず文庫の所蔵する資料の閲覧を申請した者は所定の場所等で利用することができる。

(開室日)

第3条 文庫の開室時間は、月曜日から金曜日まで、午前9時から午後4時30分までとする。国民の祝日(振替休日等を含む)、本学入学試験日、年末年始、その他必要な場合は臨時に閉室する。

(利用手続)

第4条 文庫を利用しようとする者は、文庫受付にその旨を申し出、所定の手続きを行うこととする。原資料の利用については、事前に問い合わせることとする。

(帯出禁止)

第5条 文庫所蔵の資料は、特別に許可された場合を除き、文庫外に持ち出してはならない。

(複写)

第6条 文庫所蔵の資料は、別に定めるところにより複写の申込をすることができる。

(利用制限)

第7条 閲覧室等が混雑している場合等、文庫の業務に支障をきたすおそれがある場合には、文庫の利用を制限することがある。

- 2 教職員その他の利用者に著しく迷惑を及ぼす等、図書室内の秩序と安全を損なった者及び附属図書館迷惑利用者に対する利用停止の全学要請に関する申合せに基づき附属図書館長による利用停止の要請があった者には文庫の利用を制限することがある。
- 3 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第2条第1項第3号に掲げられている場合には、資料の閲覧利用を制限することができる。

(個人情報情報の漏えい防止のための措置)

4 文庫所蔵資料のうち公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる文庫資料を所蔵する場合は、当該文庫資料について、東京大学の保有個人情報情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(指示遵守)

第8条 文庫の利用者は、文庫の資料および設備、備品の利用について担当者の指示に従うこととする。

(違反に対する処置等)

第9条 この規程に従わない者または文庫の資料、設備、備品に損害を与えた者に対しては、利用停止その他の処置をとることがある。

2 文庫の資料または設備、備品を故意または過失により亡失または損傷した利用者は、文庫運営委員長が相当と認める弁償をするものとする。

(本規程の閲覧)

第10条 本規程および文庫所蔵目録は、文庫に備え付け一般の閲覧に供する。

付則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

付則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

付則

この規程は、2013年4月1日から施行する。